

東京札幌会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、東京札幌会という。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を札幌市東京事務所内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の連帯感を養い、郷土愛を高揚し、互助親睦を通じて共存共栄を図るとともに、郷土札幌市の繁栄と前進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 会員相互の福利増進をはかる事業
- 2 郷土札幌市の繁栄に寄与する事業
- 3 その他前条の目的を実現するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

- 第 5 条 本会の会員は、札幌市出身の在京およびその周辺に居住する者で個人加入とし本会の目的に賛同し、第6条に定める会費を納入した者とする。
- 2 特別会員として、札幌市出身以外でこよなく札幌を愛する者の個人加入とし本会の目的に賛同し、第6条に定める会費を納入した者、及び本会に賛同する団体を認める、但し団体の会費は別途細則にて定めるものとする。

(会 費)

第 6 条 本会の会費は、つぎのとおりとする。
年額 3,000円

(会員資格の得喪)

- 第 7 条 会員、特別会員入会の諾否は、会員の推薦により常任幹事会においてこれを決定する。
- 2 会員が本会の目的に反し、または本会の体面を汚す行為があるときは、常任幹事会の決議を経てこれを除名することができる。

第3章 役 員

(役員の種別)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1 名
常任幹事	若干名
幹 事	20 名以内
監 事	2 名

(役員を選任)

- 第 9 条 会長、副会長、幹事および監事は、総会において会員の中から選任する。
- 2 幹事長及び常任幹事は幹事の中から互選する。
- 3 すべての副会長が任期途中辞任の場合、会長が幹事の中から指名選任し、任期は第11条2項に順ずる。
- 4 監事が任期途中辞任の場合、会長が幹事の中から指名選任し、任期は第11条2項に準ずる。

(役員職務権限)

- 第 10 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 幹事長及び常任幹事は、会長を補佐して会務の処理に当る。
- 4 常任幹事は常任幹事会において年度計画及び年度予算等を立案し幹事会へ提案する。
- 5 幹事は、幹事会において所定の協議事項の議決に当る。
- 6 監事は、本会の財産状況および役員(監事は除く)の職務執行状況を監査する。

(任期)

- 第 11 条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者が職務を行うものとする。

(解任)

- 第 12 条 会員資格を失った場合役員資格も失う。
- 2 役員が本会の目的に反し、または本会の体面を汚す行為があるときは、常任幹事会の決議を経てこれを解任することができる。
- 3 役員が長期において職務遂行が出来ない場合、常任幹事会の決議を経てこれを解任することができる。

(名誉会長顧問相談役)

- 第 13 条 本会に名誉会長、顧問および相談役を若干名おくことができる。
- 2 名誉会長、顧問および相談役は、常任幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問および相談役は、会長の諮問に応ずるものとする。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第 14 条 本会の会議は、総会、常任幹事会および幹事会とし、会長が会を招集し進行する。
- 2 総会は、これを通常総会と臨時総会にわけける。
- 3 通常総会は、年1回開催し、臨時総会、常任幹事会および幹事会は随時その必要により開催する。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数で決する。
- 5 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び常任幹事にて構成する。

(総会)

- 第 15 条 総会は、次にかかわる事項を付議及び決議する。
- (1) 事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) その他会長の提案する事項
- (5) 役員の選出及び承認

(常任幹事会)

第 16 条 常任幹事会は、次に掲げる事項を付議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算および決算
- (3) 本会の会則変更に関する事項
- (4) 総会に付議する事項
- (5) その他会長により提案する事項
- (6) 会員の提案、幹事の提案事項

(幹事会)

第 17 条 幹事会においては、常任幹事及び幹事長を互選するほか、常任幹事会の提案を審議及び決議する。

第5章 経費および会計

(経 費)

第 18 条 本会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入金をもって支弁する。

(予算決算)

第 19 条 本会の収支予算は、年度開始前に常任幹事会での提案、幹事会での議決を経て決め、収支決算は、年度終了後監事の監査をうけ総会において承認を得るものとする。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第6章 雑 則

(細 則)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は幹事会の議決を経て別に定める。

付 則

この会則は、昭和51年12月9日に施行されたものを一部変更し、平成20年1月26日より施行する。

付 則

- 1 この会則は、平成25年2月4日より施行する。
- 2 第5条と第6条の運用に関し、幹事会の議決により運用を実施する。

【運用】

1. 東京札幌会規約第 5 条の会員の資格に関し、「在京およびその周辺に居住する者」とあるが、企業活動の多様化、交通手段の整備や高速化が進んでいることから「日本在住の者」と読み替え、運用することとした。
2. 東京札幌会規約第 7 条の入会要件に関し、「会員の推薦により」とあるが、WEB や新聞広報などその他の手段などで申込みのあった場合、常任幹事会でその入会が適当と認めた場合は、幹事長又は常任幹事会が推薦人となることのできることにした。

平成 25 年 2 月 4 日の東京札幌会幹事会に於いて、上記事項の運用に関する申し合わせにより、平成 25 年 2 月 4 日より、運用を実施することとした。

平成 25 年 2 月 4 日

東京札幌会

会長 渡辺 拓



東京札幌会細則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、東京札幌会会則の規定に基づき、東京札幌会の事業の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 団体の会員

(団体の会員)

第 2 条 特別会員として、本会に賛同し、第3条に定める会費を納入した団体を認める。

(団体の会費)

第 3 条 団体の会費は、つぎのとおりとする。

年額 15,000円

付 則

1 この細則は、平成30年4月1日より施行する。